

1. 名 称

令和7年度 第18回戸田音楽祭"あなた"が創るコンサート

2. 目 的

戸田音楽祭は、平成18年度の戸田市制施行40周年を契機にスタートした事業で、誰にでも親しんで貰えるクラシック音楽を中心とした戸田音楽祭オリジナルの演奏会やイベント活動を通じ、青少年の情操教育の一環として、また心豊かでふれあいのある地域づくりを目指すことを目的としてスタートしました。

これまでに戸田音楽祭をきっかけに市民中心の楽団が発足した実績や、クラシック音楽を中心とした多彩な編成のコンサートや市民向けの楽器体験ワークショップ等の開催 実績が出来たことから、さらに戸田音楽祭を発展させるべく、令和5年度より「"あなた" が創るコンサート」を企画し、より多くの市民の参画を図るための支援事業を始めました。

本事業では「音楽をもっと身近に」をコンセプトに、クラシック音楽に限らず、すべて のジャンルでの音楽活動の参加を促すことで、市民が気軽に参加し、戸田音楽祭を一緒 に盛り上げていただけるよう、戸田市文化会館(以下、文化会館という)がこの要項で 定められた範囲内で決定した事業に対し、協力金を支給いたします。

3. 実施期間

令和7年10月1日(水)~令和8年2月28日(土)

4. 事業の決定

公募によってエントリーされた当該年度の戸田音楽祭"あなた"が創るコンサートに対し、予算の範囲内にて文化会館が決定する。

※予算の上限に達した場合は申込を締め切らせていただきます。

5. 対象者

プロ・アマを問わず、戸田市に活動の本拠をもっている団体及び個人または戸田市在住・在勤・在学者であり、かつ代表者(18歳以上の方)及び住所地が明らかであり、事業を完遂できる見込みがある者。団体での申請は、戸田市を活動拠点とする場合に限ります。

6. 対象事業

音楽のジャンルは問わず、小規模な入場無料の音楽コンサートで、戸田音楽祭の趣旨に 賛同し、戸田市民が音楽文化に気軽に触れ合える事業

- (例)・ソロコンサートを開催してみたい。
 - ・音楽大学等で勉強中だが成果を発表したい。
 - 普段行っている活動の場を広げたい。 等

7. 対象外となるもの

次に該当する場合は、"あなた"が創るコンサートの対象とはなりません。

- ・戸田音楽祭の趣旨にそぐわない事業と判断する場合。
- ・専ら営利を目的とする場合。(イベントの専門業者・音楽教室等が興業を目的とする場合など)
- ・主催者本人がコンサートの制作に携わらず、第三者に実施等を委託する場合。
- ・特定の政治、宗教活動を目的とする場合。
- ・協力金の他に自己資金が必要な際に調達できる見込みがない場合。
- ・当該応募事業が、他の助成制度などの助成を受けている場合。
- ・学校予算で行われる文化祭や部活動など学校行事に類する場合。
- ・特定の会員、教室などが行う発表会に関する場合。
- ・飲食を伴う場合。(ディナーショー等)

8. 事業の実施場所

戸田市内の公共施設及びその他一般の利用に供する場所等の民間施設とする。

- ・文化会館を会場とする場合:多目的ルーム A に限り実施可能(最大定員100人) [注意] 申請前に必ず電話もしくは来館にて施設の空き状況を確認してください。
- ・文化会館以外の施設を会場とする場合:会場の予約方法や利用条件等は各施設にお問合せください。
 - [注意] 申請後に施設の予約が取れない、条件に当てはまらない等の理由によりコンサートが実施できない場合は協力金の交付が取り消しとなる場合があります。
- ※会場の利用制限や条件については、あらかじめ確認をしてください。

9. 協力金の額

事業に関する費用のうち、5万円を限度とする。

■協力金の対象となる経費(例)

対象事業に係る、次の項目における直接事業経費を協力金の対象とする。

- ・報償費(公演当日における運営スタッフ等への謝礼、日当等)
 - ※会場準備・片付け、受付、照明・音響、ビデオ・写真撮影等
- ・対象事業に直接関連する施設利用料金、附属設備利用料金 (文化会館内外を問いません)
- ※文化会館多目的ルームAを会場とする場合は、準備・リハーサル及び本番で利用する2日分に限り、施設及び附属設備利用料金は免除。(対象事業に関連する内容のみ利用可能です。本番終了後は速やかに片付け・退室をお願いします。)なお、事前練習の施設及び附属設備利用料金は免除となりませんが、協力金の対象です。その他、戸田市内の公共施設及びその他一般の利用の供する場所等の民間施設で行う事業の会場使用料については、協力金の対象。

- ※恒常的なレッスン等・対象事業に直接関連しない利用の施設利用料金及び附属設備利用料金は協力金の対象外。
- ・印刷製本費(チラシ・プログラム・チケット・コピー代・アンケート用紙代等)
- ※楽譜は「著作権法」で保護されており、楽譜をコピーする場合は法律に従って、 作詞者・作曲者の許諾が必要。
- ※当該公演以外の宣伝物については対象外。チラシ・プログラム等に金銭の授受を 伴う行為の記載はできません。(レッスン・出張演奏等)
- ・公演費(借譜料・ピアノ調律料・音楽著作権使用料等)
 - ※物品等(消耗品は除く)を購入する経費は、実施団体等の所有物となることから協力金の対象外となり、楽譜購入もこれにあたります。
 - ※入場無料公演のため、原則音楽著作権使用料は発生しません。ただし、出演報償 (ゲスト等)がある場合は音楽著作権の申請対象となる可能性があります。(出 演費は協力金の対象外)
 - ※文化会館多目的ルーム A において、文化会館附属設備のピアノを調律する場合は、指定の保守業者に依頼をお願いします。必ず事前にご相談ください。
- 通信運搬費(郵送料・宅配料等)
 - ※事業費として確定できない電話料金等は協力金の対象外。
- ・広報、宣伝費
- ・保険料
 - ※万一、主催者や出演者の方々が怪我をされた場合に備えて、安価で保障も充実したレクリエーション保険やイベント保険などの傷害保険に加入することをお奨めします。(文化会館では保険代理店等の紹介はできません)
 - ※保険料は、参加者より別途実費を徴収することも可能ですが、その場合は協力金

の対象外

■協力金の対象外となる経費(例)

出演者・実施団体の構成員、その構成員の所属する組織・団体及び主催者の家族に対する支出(業務委託を含む)、恒常的な運営費や人件費、指導料、出演費、食糧費、懇親会や打ち上げ経費、賞品や記念品代(お礼や手土産等も含む)、電話料金、消耗品以外の所有物になるものの購入費(衣裳・楽器・楽譜・事務機器等)、宣材写真の撮影料・スタジオ代、ヘアメイク代、積立金等

10. 募集期間

下記の申込期間内に応募申請書(様式第1号)と実施計画書・収支予算書(様式第1号 付表1)を提出してください。(様式及び記入方法については、別紙資料参照。)

- ・申込期間 令和7年4月1日(火)~6月30日(月)
- ・提出方法 文化会館に持参、郵送(締切日の消印有効)、メールも可
- ※修正液や修正テープの使用は不可。
- ■日程の調整や書類の記入方法、予算・決算、運営方法、その他不明な点等はお気軽にご相談ください。(事前に要予約)※相談先は8ページ参照

11. 事業の決定

応募の内容が本募集要項の条件を満たしている場合は、文化会館が決定通知書(様式第2号)をもって、申請者に決定を通知します。

12. "あなた"が創るコンサートが決定した後の注意点

1) ポスター、チラシ等への明記

ポスター、チラシ、プログラム、その他刊行物等の広告媒体に①~④を必ず明記してください。

①第18回戸田音楽祭"あなた"が創るコンサート

②主催:申請者名

(原則、本募集要項第5条に定められている対象者が主催の名義となります)

③共催:戸田市文化会館

④後援:戸田市 ※予定

また、上記の広告媒体及び入場券・整理券・プログラム等を作成する場合は、確認のため必ず印刷や公開前に文化会館へ提出してください。必要に応じ、修正をお願いする場合がありますので、余裕をもった日程で提出をお願いします。なお、文化会館イベントインフォメーション(令和7年8月・12月発行予定)を文化会館にて作成しますので、事業に係る詳細情報を令和7年7月初旬までにご提供いただきます。

※チラシ・ポスターは所定の方法により文化会館及び市内公共施設への配架が可能。

2) 入場予定人数の把握

会場の収容人数を超えないよう事前に申込制(メールや Web フォームによる申込、電話による申込、入場整理券の事前配布等) とし、入場予定人数を把握できるようにしてください。

※ご希望により文化会館にて電子チケットの設定・管理を承ることができます。(費用無料)

3) 事業内容を変更・追加または中止する場合

速やかに文化会館までご連絡ください。その後、計画変更・中止申請書(様式第3号)を提出いただく場合があります。

※協力金事前交付を受けた後の中止の場合は、文化会館が通知する協力金返還命令書(様式第6号)に従い、速やかに全額を返還してください。

4) 実績報告書の提出

事業の終了後1か月以内に実績報告書(様式第4号)及び収支決算書(様式第4号

付表1)を文化会館に提出してください。

※年度末処理のため、実施期間終盤の事業についても、令和8年3月15日(日)までに実績報告書の提出が必要です。事前に下準備をするなどし、必ず期限内の提出を厳守してください。期日を過ぎた場合、協力金の交付ができない場合があります。

※修正液や修正テープの使用は不可。

■添付書類

- ・領収書(原本をご提出ください。協力金確定後、写しを取ったのち、返却します。)
 - ※必要事項の記入及び押印のあるもの(サイン不可)
 - ※科目ごとにクリップでまとめて提出(糊付け不可)
 - ※領収書の宛名は必ず主催者名(申請者名)としてください。
 - ※但し書きを必ず明記してください。
 - ※提出された領収書をもって協力金が確定となります。対象経費の領収書が不足 している、また不備がある場合は協力金が減額されます。
- ・ポスター、チラシ、プログラム等

5)協力金額の確定

事業の終了後、提出された実績報告書(様式第4号)の内容を精査し、協力金額の 確定を行い、協力金額確定通知書(様式第5号)を送付します。

事業内容の変更や対象経費に減額が生じた場合、実績報告の確認等により協力金額 が減額となる場合があります。

- ※事業実施後、交付する協力金確定金額が事前交付額を下回った場合、協力金返還 命令書(様式第6号)にて通知しますので、速やかに返還してください。
- ※協力金交付申込額を上回る交付はできません。

6)協力金の交付

前号の協力金額の確定後に文化会館より協力金を交付します。ただし、事業の遂行 上必要がある場合には、協力金額の確定前であっても申請者の希望により、協力金 交付予定額の1/2内の額を事前交付することが可能です。

- ※事前交付の時期は令和7年9月以降(原則、末日振込)
- ※協力金交付確定額が事前交付額を下回った場合は、文化会館が通知する協力金返 還命令書(様式第6号)に従い、速やかに余剰分を返還してください。

7) その他

①文化会館を会場とする場合、対象事業の開催日当日において当該事業に関する商品(CD、パンフレット等)に限り指定する場所で販売することができます。

ただし、物品を販売する業者には、下記のとおり文化会館に物品販売手数料を納めていただきます。

- ●市内物品販売業者・・・総売上(税込)の5%
- ●市外物品販売業者・・・総売上(税込)の10%
- ※文化会館以外の会場での物品販売については、各施設の規定に従ってください。
- ②災害等の募金箱を設置する場合は、事業実施計画書(様式第1号付表1)に寄附 先及び寄附方法などを必ず記載してください。

なお、実績報告書(様式第4号)には、寄附が完結した旨の証明(受領証・領収書等)を添付してください。

- ③"あなた"が創るコンサートの実施に際しては、関係者・出演者及び来場者・参加者の安全を確保するため、基本的な感染対策や衛生管理に努めてください。
 - ■基本的な感染対策
 - ・発熱や体調不良時には来館をお控えください。
 - ・施設内でのマスク着用は個人の判断となります。

混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。

・施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。

◆◆◆戸田音楽祭"あなた"が創るコンサートに関する問合せ◆◆◆ 戸田市文化会館 文化事業担当

電 話 048(445)1311

FAX 048 (445) 1310

E-mail toda-ongakusai@toda-zaidan.org